

## 義務教育に関する文科省、都道府県教委、市町村教委の役割

義務教育に関して、文科省、都道府県教委、市町村教委それぞれに役割があります。その主な内容について解説します。

野川 孝三（教育総研特別研究員）

### 文部科学省の主な役割

学校制度を一元的に定めている「学校教育法」や地方教育行政の基本的枠組みを定めている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」などの教育関係の法律を所管。 ・学校教育法では、学校に置くべき教職員の種類とその職務内容を規定している。 ・教職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務、研修、職員団体の規定などは、地方公務員法によって定められているが、教員はその職務と責任の特殊性から、教育公務員特例法によって特例が定められている。また、教員給与に関して独自に人材確保法と給特法が設けられている。
教育の振興に関する企画、立案、援助、助言。（なお、中央教育審議会 は文科大臣の諮問機関である）。
学習内容について大綱的に示す（学習指導要領）。
教科書発行会社が著作、編集した教科書の検定を行う。
教職員の給与費の財源を負担（3分の1）。
学級編制と教職員定数の標準を法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）で定める。
都道府県教委、市町村教委に対して指導・助言・援助。（ただし、是正要求、是正指示を行うことが可能となっている）。

### 都道府県教育委員会の主な役割

教職員の給与負担、教職員の給与・勤務時間等条例(案)の策定、義務標準定数法が定める標準をふまえた教職員の定数条例(案)の策定と学級編制基準の決定、教職員の人事権の行使、教職員の研修を義務として実施。 ・教職員の人事権とは、教職員の採用、人事異動、管理職任用、懲戒・分限処分などの権限。
市町村教委に対する指導・助言・援助。 ・「都道府県教委は市町村教委に対し、市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる」（地教行法 48 条） 都道府県教委は、この規定を根拠に教育条件や学習指導等について、市町村教委へ

必要な指導、助言又は援助が可能となっている。

※政令市教委は都道府県教委の権限も持つ。

## 市町村教育委員会の主な役割

学校の設置者(学校建築、設備整備、教材教具整備)、学校の管理運営の基本的事項を定める学校管理規則の制定、教職員の服務監督、学級編制の決定を行う。

- ・教職員の身分は、市町村にある。
- ・都道府県が定めた勤務時間等条例に基づき教職員の服務監督を行う。
- ・市町村教委は、都道府県教委が定める基準をふまえ、児童生徒の実態に応じ、柔軟に学級を編制する。
- ・学級編制は国の法律で定める(35人学級など)が、その条件を良くすることは自治体段階で可能となっている。市町村で独自に教職員を増やすことも可能である。

中核市教委には教職員の研修実施の義務がある。一般市町村教委も研修はできる。

## 国の義務教育に関する財政措置

① 教職員の給与費以外に、校舎、運動場、施設等の新增築、大規模改修のための補助事業、教材・図書整備のための財源措置、GIGAスクール推進の補助、各種支援スタッフ配置のための補助などを行っている。2026年度から小学校給食費の抜本的な負担軽減のための財源措置も開始する。

② 総務省所管の地方交付税交付金による地方財政措置もある。

- ・教職員給与費の自治体が負担する3分の2の部分。
- ・上記①で文科省が予算措置をしている場合の残りの部分と、上記①で文科省が予算措置をしていないもの。
- ・教育委員会の職員の人件費や運営費、など。

なお、項目ごとに費用が積算されている。ただし、その通りに使わなくても良いことになっている。

上記の様に、文科省・都道府県教委・市町村教委の役割が定められているが、指導・助言と称して文科省→都道府県教委→市町村教委→学校という上位下達の構図を採ってはならない。文科省、都道府県教委、市町村教委、それぞれの役割・任務は、教育の現場である全国の学校を支えることである。